

# 行財政運営戦略

平成24年3月

鹿児島県



## 行財政運営戦略の策定に当たって

県においては、平成17年3月に策定した「県政刷新大綱」に基づき、全力を挙げて行財政構造改革に取り組んでまいりました。

この結果、2年続けて財源不足が解消される見込みとなったところでありますが、国・地方を通じた厳しい財政環境の下で、今後とも、財政健全化に向けた取組を進めていかなければならないものと考えております。

この間、県の行財政改革の取組に対し、県民の方々や県議会、市町村、関係団体の皆様から、御理解と御協力をいただいたことに心から感謝申し上げます。

現在、我が国においては、グローバル化等による社会構造の変化が進みつつあり、今後の社会の安定を図ることが困難になる懸念がある中で、本県においては、「子どもからお年寄りまですべての県民にとって優しく温もりのある社会」の形成を目指し、「力みなぎる・かごしま」、「日本一のくらし先進県」の実現を図ることとしております。

このため、従来の諸施策の充実を図るとともに、医療、福祉、介護、教育等の分野における新たな行政需要に的確に対応していく必要があり、また、経済情勢の変動にも的確に対応しながら、持続可能な行財政構造を構築することが求められております。

このような状況を踏まえ、今後の行財政運営の基本的な考え方や行財政改革の方向性を示す「行財政運営戦略」を策定いたしました。

今後とも、県民の方々や県議会、市町村、関係団体等の理解と協力をいただきながら、本戦略に基づき行財政改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、県民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

平成24年3月

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 目 次

本県における行財政構造改革の取組 .....	1
1 県政刷新大綱の策定及び大綱を踏まえた取組 .....	1
2 行財政構造改革の成果 .....	1
本県財政の現状等 .....	1
1 地方財政の現状と今後の見通し .....	1
2 本県財政の現状と今後の見通し .....	3
今後の行財政運営の視点 .....	4
1 今後目指すべき行財政運営の基本的な考え方 .....	4
2 行財政改革を継続する必要性 .....	5
3 本戦略の位置づけ .....	5
行財政改革の取組 .....	5
1 歳出面での取組 .....	5
2 歳入確保の取組 .....	8
3 その他の取組 .....	9
行財政改革の推進 .....	9
1 職員の更なる改革意識の徹底と資質向上 .....	9
2 県民の理解と協力 .....	9
3 県議会の理解と協力 .....	10
4 市町村の理解と協力 .....	10
5 「共生・協働の地域社会づくり」の推進 .....	10
6 県内経済への配慮 .....	10
7 国への主張 .....	10
用語解説 .....	11

## I 本県における行財政構造改革の取組

### 1 県政刷新大綱の策定及び大綱を踏まえた取組

#### (1) 県政刷新大綱の策定

本県においては、危機的な財政状況を踏まえ、県政を支える行財政基盤を立て直し、持続可能なものとするため、今後の県政運営の基本方針として、概ね10年程度の中長期的な視点に立って、あるべき行財政構造の姿やその実現に向けた改革の方向性を示す「県政刷新大綱」を平成17年3月に策定した。

#### (2) 県政刷新大綱を踏まえた取組

「県政刷新大綱」を踏まえ、平成16年度における451億円の財源不足を構造的に解消するため、平成17年度以降、歳入・歳出両面にわたり懸命の取組を行ってきた。

具体的には、職員数の縮減や職員給の見直しによる<sup>1</sup>人件費の削減、<sup>2</sup>普通建設事業費全体の水準の見直し、事務事業見直しによる<sup>3</sup>一般政策経費の削減等を行うとともに、<sup>4</sup>地域振興局・支庁の設置などの組織機構改革、公社等外郭団体の見直し、民間委託の積極的な推進、市町村への権限移譲等、全力を挙げて行財政構造改革に取り組んできたところである。

### 2 行財政構造改革の成果

県政を支える行財政基盤、特に財政構造を立て直し、持続可能なものとすることを最大の課題として懸命の努力を続けてきた結果、県政刷新大綱において示した「あるべき歳出構造」に対し、人件費、普通建設事業費等、一般政策経費については、その目標を達成した。

また、県勢の発展や県民福祉の向上に資する事業についてはその財源を十分確保した上で、平成23年度において財源不足が解消されたところである。

さらに、一般行政部門の職員数については、この7年間の取組により1,100人を超える縮減を図ったほか、公社等外郭団体については、廃止・統合等により15団体を削減するとともに、指定管理者制度の34施設への導入、市町村への434事務の権限移譲等を行ってきたところである。

## II 本県財政の現状等

### 1 地方財政の現状と今後の見通し

#### (1) 地方財政の現状

地方財政は、地方税収の落ち込みや減税等により、平成8年度以来、

17年連続して地方交付税法の規定に該当する財源不足の状態が続いており、平成24年度の財源不足額は、歳出総額82兆円に対して14兆円に上る見込みである。

また、平成13年度以降、地方財源の不足を補てんするために、地方交付税の振替として臨時財政対策債が発行されるとともに、減税による減収の補てんや、景気対策等のための地方債の増発等により、地方の長期債務残高は、平成24年度末で200兆円（交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を含む。）が見込まれているところである。

## (2) 今後の見通し

今後の地方財政の見通しについては、以下の点を踏まえると、引き続き厳しい状況が続くものと予想される。

### ア 地方一般財源の確保と社会保障関係費の増嵩

平成23年8月に閣議決定された「中期財政フレーム<sup>5</sup>」において、地方財政の安定的な運営に対する配慮として、地方一般財源の総額<sup>6</sup>については、平成24年度から平成26年度において、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされたところである。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行により、社会保障関係費<sup>7</sup>に関する地方負担は平成22年度においては17兆円であったものが、平成28年度には21兆円に増嵩することが見込まれており、この増嵩に対処するためには、新たな財源を確保する以外には、他の地方歳出を継続的に抑制しなければならない状況にある。

### イ 国の財政健全化への取組と地方交付税制度

国の財政状況は、3年続けて国債発行額が税収を上回り、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）も20年連続で赤字という深刻な状況にある。

また、国の長期債務残高は平成24年度末の見込みで739兆円、地方分を合わせた長期債務残高は940兆円となり、そのGDP比<sup>9</sup>は平成24年度末で196%となる見込みであり、先進7カ国中最悪の水準となっている。

こうしたことを踏まえ、平成22年6月に閣議決定された「財政運営戦略」においては、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することや、2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させるとの目標を設定しており、国も財政健全化に取り組みざるを得ない状

況にあること等を踏まえると、地方交付税制度の将来の安定的な運営が不透明な状況にある。

#### ウ 社会保障・税一体改革

「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源の確保と財政の健全化の同時達成を目指し、消費税率の引上げが行われることとされたが、財政力の弱い地方公共団体においても地域の実情に応じたきめ細かな社会保障サービスを提供するための財源が十分に保障されるのか不透明な状況にある。

#### エ 東日本大震災の影響

東日本大震災の復旧・復興への対応に当たっては、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に基づき事業が進められることとされているが、追加的措置が必要となる場合等も考えられ、地方財政や公共投資の動向に与える影響が不明確な状況にあり、留意する必要がある。

## 2 本県財政の現状と今後の見通し

### (1) 本県財政の現状

本県においては、平成23年度には財源不足が解消されたところであるが、今後は、高齢化の急速な進行や医療費の増により扶助費<sup>11</sup>が引き続き増嵩する傾向にある。

また、県債残高<sup>12</sup>は平成24年度末見込みで1兆6,682億円に上っていることから、公債費も引き続き高水準で推移することが見込まれるところである。

他方で、平成24年度当初予算編成時点では、本県の歳入に占める依存財源比率は71%となっており、このうち地方交付税等が42%を占めることから、地方財政制度の内容次第で、本県の歳入が大きく左右される状況に変わりはなく、地方交付税制度の安定的な運営が不透明であること等を踏まえれば、今後、財源不足を生じない収支構造を維持することができない状況も十分想定される。<sup>13</sup>

### (2) 今後の見通し

平成23年10月時点では、平成24年度において54億円程度の財源不足が生じるものと試算していたが、平成24年度当初予算においても、人件費の削減や一般政策経費の抑制、必要な国庫補助金等の確保など、本戦略に盛り込んだ歳入・歳出両面にわたる行財政改革を進めることにより、その財源不足が解消される見込みである。

しかしながら，国の財政再建の取組や地方財源の動向が不透明であること，扶助費が増加傾向にあるとともに，公債費が高い水準で推移すると見込まれることなどを踏まえると，本県財政収支については中長期的に見通すことは困難な状況にあるが，今後とも厳しい状況が続くことが見込まれる。

### Ⅲ 今後の行財政運営の視点

#### 1 今後目指すべき行財政運営の基本的な考え方

##### (1) 国の動向

我が国は，現在，グローバル化の急速な進展や本格的な人口減少，超高齢社会の到来，地域間格差の拡大，厳しい財政状況など大きな変革期を迎え，社会保障や社会福祉，財政など，これまで社会の各面において有効に機能していた様々なシステムが十分機能しなくなっており，将来に対する不透明感が増しつつある。

こうした中，国においては，新たな需要や雇用創出を図り，経済成長につなげるため，平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき，景気・雇用対策に取り組んできたところであるが，東日本大震災，原発事故等を受けて，さらに平成23年12月には「日本再生の基本戦略」が閣議決定され，震災・原発事故からの復活，経済成長と財政健全化の両立，経済社会の持続可能性の確保等，日本再生に向けた取組を進めるとしている。

##### (2) 本県を取り巻く環境

本県においては，全国に先行して過疎化や高齢化が進行しており，また，我が国の社会構造の変化が本県に及ぼす影響も懸念されるところである。

一方で，本県は，豊かな自然や個性ある歴史・文化，多様な食材など，全国に誇れる本物の素材に恵まれるとともに，南に開かれたアジアの玄関口としての地理的な優位性を有しているほか，我が国の食料供給基地としての役割や，地域社会に残る人と人との緊密なつながりなど，多くの発展可能性を有している。

##### (3) 行財政運営の基本的な方向性

我が国において，現在，グローバル化等による社会構造の変化が進みつつあり，今後の社会の安定を図ることが困難になる懸念がある中で，本県においては，鹿児島を持つ地域的特性や発展可能性を最大限活かしながら，格差の少ない，平和で安定的な共生社会，すなわち，「子どもからお年寄りまですべての県民にとって優しく温もりのある

社会」の形成を目指し、「力みなぎる・かごしま」、「日本一の暮らし先進県」の実現を図ることとする。

このため、県民が、将来に対して、安心して、自らの暮らしに明確な見通しや希望を持って生活できる環境の整備や、安心・安全、活力・快適、共生・有徳の3つの視点を基本に据えた新たな未来につながる地域づくりに向けて、従来の諸施策の充実を図るとともに、医療、福祉、介護、教育等の分野における新たな行政需要に的確に対応していく必要がある。

## 2 行財政改革を継続する必要性

本県においては、国・地方を通じた厳しい財政環境や、本県の自主財源に乏しい脆弱な財政構造の下で、今後とも経済情勢の変動にも的確に対応しながら、新たな行政需要に必要な財源を確保しつつ、持続可能な行財政構造を構築することが求められている。

このため、引き続き、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組む必要がある。

## 3 本戦略の位置づけ

引き続き行財政改革を推進するため、今後における行財政改革の方向性を示すものとして本戦略を策定する。

また、平成24年度当初予算編成を含め、平成24年度以降、本戦略に基づき行財政改革の具体的取組を進めることとする。

# IV 行財政改革の取組

## 1 歳出面での取組

### (1) 人件費

人件費は、職員数と給与水準により決定されることから、その削減については、引き続き、職員数の縮減と職員給の見直しの両面から取り組むこととする。

なお、職員数や給与制度を含む人事行政の状況については、引き続き、情報公開を推進し、県民への説明責任を果たすこととする。

### ア 職員数の縮減

一般行政部門における職員数については、行政サービスの充実に留意しながら、次のような取組を進めることにより、業務量に応じた職員の適正配置を行い、その縮減を図る。

簡素で効率的な組織機構の整備

民間活力の活用，民間委託の推進等による現業業務などの見直し

普通建設事業費等の水準などを踏まえた執行体制の見直し  
公社等外郭団体の職員派遣の見直し

一方で，新陳代謝を促進し，将来にわたって活力ある組織を維持するため，必要な新規採用職員の確保に努めることとする。

また，教育部門，警察部門についても，国の法令に基づく配置基準等により決定されているものを除き，一般行政部門に準じた取組を行う。

#### イ 職員給の見直し

職員給の見直しについては，引き続き，平成18年度から実施した<sup>14</sup>給与構造改革の趣旨に沿った給与制度の適切な運用，地域民間給与水準の的確な反映を行うとともに，国，各県の動向，社会情勢の変化に対応した更なる取組を進める。

#### (2) 扶助費

扶助費については，高齢化の急速な進行等による高齢者医療制度や介護保険制度の対象者の増加等に伴い，今後，その給付費の増嵩が見込まれるところである。

このような経費増に適切に対応するとともに，引き続き疾病予防・介護予防対策等に取り組むことにより，医療や介護分野の適正な制度運営に努める必要がある。

なお，「社会保障・税一体改革大綱」において，社会保障財源を確保するため消費税率を引き上げるとともに，消費税収（国・地方，現行分の地方消費税を除く。）については，その用途を明確化することとされており，これに的確に対応していく必要がある。

#### (3) 公債費

県債により調達された財源を充当して整備された社会資本については，長期にわたり，県民がその便益を受けることになることから，県債の償還期間に合わせて，世代間で公債費を負担すべきであるが，その負担が各年度の財政収支を圧迫することになると，その他の行政サービスの提供に支障が生じるおそれもある。

本県においては，現在，1兆6,000億円を超える県債残高を有し，<sup>15</sup>公債費も標準財政規模が類似する団体と比べ200億円程度多い状況にある。

こうした現状を踏まえ，臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債については，新規の発行を抑制することにより，県債残高を継続的に減少させることによって，将来的には本県の公債費負担を軽減していく必要がある。

このため，臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債残高を1.1兆円程度に抑制するよう努めることとする。

#### (4) 普通建設事業費等

##### ア これまでの取組

交通ネットワークの構築や，農林水産業の基盤整備などを図るとともに，県内のどの地域に住んでいても，すべての県民が安心して暮らせる郷土づくりに取り組んできたところである。

こうした中，国の公共事業の抑制や本県の財政状況を踏まえ，「県政刷新大綱」に基づく取組により，事業の選択と集中に取り組みつつ，普通建設事業費等の水準を見直してきたところであるが，本県の普通建設事業費が標準財政規模に占める割合は，平成21年度決算ベースで42%と，全国平均の28%に比べ依然10ポイント以上高い状況にある。

##### イ 今後の取組

今後も厳しい財政状況が予想される中，国の公共事業関係予算の動向等も踏まえつつ，本県における社会資本整備の現状を考慮しながら，中長期的な本県の普通建設事業費等のあり方について検討していく必要がある。

その検討に当たっては，交通ネットワークの早期構築，基幹的な継続事業の早期完成，国民体育大会への対応等を念頭に置きつつ，事業の優先順位を明確にし，メリハリをつけた社会資本の整備や機能を重視した無駄のない施設整備を行うこととし，毎年度の予算編成において具体的に検討を行うこととする。その際，災害に強い県土づくりの推進に努めることとする。

また，県内企業への優先的発注や受注機会の確保に配慮するとともに，建設業者の他業種への進出支援等についても引き続き実施する。

なお，社会資本整備に民間の知恵と資金を積極的に活用する観点から，<sup>16</sup>P F I，<sup>17</sup>P P Pの活用についても検討する。

#### (5) 一般政策経費

一般政策経費については，これまでも，<sup>18</sup>物件費，県有施設の管理費，県単補助制度，他会計繰出金等の見直しに不断の取組を行い，抑制し

てきたところである。

しかしながら，平成23年度当初予算においても一般財源ベースで1割を占める歳出項目であることから，引き続き必要性・効率性の観点から見直しに取り組むこととする。

その見直しに当たっては，一律に削減するのではなく，県政推進の目標である「力みなぎる・かごしま」の実現に向けた施策への重点的な予算配分や，今後目指すべき行財政運営の基本的な考え方を具体化する事業への組替え等，メリハリをつけた見直しを行うこととする。

## 2 歳入確保の取組

### (1) 県税収入

貴重な自主財源の一つである県税収入を確保するため，税財政基盤の強化を図る観点から，企業誘致や中核的企業の育成，起業化への支援，農業や観光をはじめとする産業振興等に重点的に取り組むとともに，市町村と連携した個人住民税の滞納縮減対策等，一層の徴収対策の強化により，収入未済の更なる縮減や徴収率の向上を図る。

また，消費税等の偏在性が少なく税収の安定性を備えた税源を国から地方に移譲するなどの方法により，地方税の充実・確保を図るよう，国に要望する。

### (2) 地方交付税等

地方交付税については，社会保障関係費の増高や高水準で推移する公債費，地方の実情に即した地域活性化の取組など，地方における必要な歳出を適切に地方財政計画に反映する必要があることから，地方交付税の復元・確保等を図るよう，引き続き国に要望する。

また，基準財政需要額の算定に当たっては，過疎地域や離島といった条件不利地域，自主財源に乏しく財政力指数が低い地域などに対し，より一層の配慮を行うよう国に要望する。

### (3) 国庫支出金

国庫支出金については，地域自主戦略交付金<sup>19</sup>を含め，本県が必要とする事業が着実に実施できるよう国庫補助金等の確保に努めることとする。

また，国が制度どおりの国庫負担を行っていない事業については，直ちにこれを解消するよう国に要望する。

### (4) その他

未利用財産の有効活用については，庁内における十分な連携を図りながら検討を進めるとともに，民間の有するノウハウの活用などによ

り積極的な売却等に努めることとする。

また、使用料・手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、引き続き見直しを行うこととする。

### 3 その他の取組

#### (1) 民間活力の活用，民間委託の推進

「民間にできることはできるだけ民間に委ねる」，「民間の創意工夫を活かす」という視点に立ち，民間事業者の事業機会の拡大や新たな雇用の創出による地域経済の活性化という観点から，一層の民間委託の推進に向けた取組が求められている。

このため，今後とも，業務の執行方法の改善などによる行政運営体制のスリム化と財政の健全化の推進，民間を活用した行政サービスの提供，行政と民間との協働といった基本的な考え方の下に，民間活力の活用，民間委託を積極的に推進することとする。

#### (2) 公社等外郭団体の見直し

公社等外郭団体の設立意義や存続の必要性，経営の効率化・健全化，組織の簡素化等について絶えず検証する。

また，公益法人制度改革や公社等外郭団体を取り巻く社会情勢の変化も踏まえ，引き続き，必要な見直しに取り組む。

## V 行財政改革の推進

### 1 職員の更なる改革意識の徹底と資質向上

本戦略に基づき，引き続き行財政改革を進めるためには，その担い手である職員一人ひとりが，「すべての県民にとって優しく温もりのある社会」の形成を目指すとする今後の行財政運営の基本的な方向性を常に意識し，主体的かつ積極的に改革に取り組むことが重要である。

このため，今後とも，職員は，地方自治運営の効率化の基本原則である「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを再認識し，より効率的な業務の執行と経費の節減に努めることとする。

なお，職員研修の充実など，職員の意欲や資質の向上に，より一層努めることとする。

### 2 県民の理解と協力

行財政改革の取組により，県民生活へも少なからぬ影響が生じることは避けられないことから，行財政運営の基本的な方向性や行財政改革の必要性等について県民に対し十分に説明し，県民の理解と協力を広く求めていく。

### 3 県議会の理解と協力

行財政改革の取組に当たっては、今後とも、県議会の論議や意見を十分踏まえるとともに、その理解と協力を得ながら推進することとする。

### 4 市町村の理解と協力

行財政改革の推進に当たっては、市町村の意見も十分踏まえ、理解と協力を求めていく。

### 5 「共生・協働の地域社会づくり」の推進

少子高齢化の急速な進行，人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴う住民ニーズの複雑・多様化，さらには，国・地方を通じた厳しい行財政運営の状況から，行政だけでなく，地域の自治会，ボランティア，NPO，企業など多様な主体が連携・協力し，地域に必要なサービスが提供される地域社会の形成が求められていることから，県民の社会貢献活動への参加意識の醸成など，「共生・協働の地域社会づくり」を推進することとする。

### 6 県内経済への配慮

行財政改革の推進に当たっては，県内景気の動向について，雇用対策や中小企業金融対策を含め，今後とも十分配慮する。

### 7 国への主張

本戦略に基づき行財政運営を行うためには，国と地方の役割分担に応じた抜本的な税制改革，標準的な行政運営に必要な財源を確保する地方交付税制度の安定的な運営が必要不可欠であり，今後とも，あらゆる機会を通じて，地方税財源の充実・確保について国に対して主張していくこととする。

## 【用語解説】

- \* 1 人件費  
職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいい、職員給（給料、手当）、共済負担金、退職金、社会保険料等がある。
- \* 2 普通建設事業費  
道路、橋梁、河川、農林水産施設、住宅、学校等文教施設等の公共用・公用施設の新増設・改良等を行う建設事業に要する経費をいう。  
また、「普通建設事業費等」とは、普通建設事業費と災害復旧事業費とを合わせたものをいう。
- \* 3 一般政策経費  
人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費等、税等交付金の経費を除いた一切の経費をいう。
- \* 4 公社等外郭団体  
本県においては、以下のいずれかに該当する団体と定義している。  
県が25%以上出資している団体  
「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき  
県が職員を派遣している団体で、県内に主たる事務所を有するもの  
「鹿児島県公の施設に関する条例」第7条第1項の規定により指定管理者として指定された団体
- \* 5 一般財源  
財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる地方税、地方交付税、地方譲与税等の歳入をいう。
- \* 6 地方財政計画  
国において毎年度作成される、翌年度の全地方団体の歳入歳出総額の見込額を示したものである。
- \* 7 社会保障関係費  
地方においては、民生費（災害救助費除く）及び衛生費（清掃費除く）、労働費、教育費の一部（幼稚園）を合計したものである。
- \* 8 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）  
「借入を除く税収等の収入」から「過去の借金に対する元利払いを除いた支出」を差し引いた財政収支のことであり、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標である。
- \* 9 GDP（Gross Domestic Product）  
国内総生産といい、国（地域）内の生産活動による財貨・サービスの算出から原材料などの中間投入を控除した付加価値の総計のことである。
- \* 10 社会保障・税一体改革  
社会保障制度の根本的な改革と、そのために必要な財源を確保するための税制抜本改革を一体的に行う改革のことをいう。

- \* 11 扶助費  
地方公共団体が、法令等（生活保護法，児童福祉法，老人福祉法等）に基づき，受給者等に対しその生計費を維持するために支出する経費をいう。
- \* 12 公債費  
地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金や一時借入金利子の合算額をいう。
- \* 13 依存財源比率  
地方交付税や国庫支出金など国等により定められた額を受け入れる歳入が歳入総額に占める割合をいう。
- \* 14 給与構造改革  
平成18年度から実施している地場賃金の適正な反映，年功的な給与上昇の抑制，勤務実績の給与への反映等を主な内容とする給与構造の抜本的な改革のことをいう。
- \* 15 標準財政規模  
地方公共団体で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模をいい，当該団体が標準的な行政活動を行うために必要な経常的な一般財源の総量を示すものである。
- \* 16 P F I（Private Finance Initiative）  
公共施設等の設計，建設，維持管理や運営に，民間の資金，経営能力や技術能力を活用することにより，公共サービスの提供を行う事業手法をいう。
- \* 17 P P P（Public Private Partnership）  
行政需要の多様化に対応するため，民間企業，N P O，住民等の多様な主体の参画・連携を促し，行政と民間との協働により，効率的に公共サービスの提供を行う手法をいう。
- \* 18 物件費  
賃金，旅費，交際費，需用費，委託料等消費的性質を有する経費の総称である。
- \* 19 地域自主戦略交付金  
「ひも付き補助金」を段階的に廃止して，地域の自由裁量を拡大するため，平成23年度に創設された交付金のことであり，社会資本整備事業，農山漁村地域整備事業，交通安全施設整備事業といった分野において地方公共団体が用途を自由に選択できる制度を目指すものである。
- \* 20 公益法人制度改革  
民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため，登記のみで法人が設立できる制度を創設し，そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人について，民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度改革のことをいう。